

平成20年度第2回自然再生専門家会議

会議録

1. 日 時 平成20年7月7日(月) 13:32～15:14

2. 場 所 金融庁9階共用会議室-3

3. 出席者

(委員長) 辻井 達一

(委員) 小野 勇一 大和田紘一 近藤 健雄

進士五十八 辻本 哲郎 広田 純一

吉田 正人 鷺谷いづみ

(環境省) 渡邊自然環境計画課長

山下自然環境計画課課長補佐

(国土交通省) 西村環境政策課課長補佐

舟引緑地環境推進室長

加藤国際・環境課課長補佐

(農林水産省) 伊巻環境バイオマス政策課課長補佐

(林野庁) 小口森林計画官

(水産庁) 青木計画課課長補佐

(文部科学省) 出口社会教育課地域・学校支援推進室長補佐

4. 議 事

【環境省自然環境計画課課長補佐(山下)】 それでは、皆様そろわれましたので、会議を始めさせていただきます。

環境省自然環境計画課の山下でございます。この会議で冒頭の司会役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それと、ご発言の際には、お席の前にありますマイクの手前のボタンを押してお話しただきまして、お話が終わりましたら、もう一度ボタンを押していただきますようお願いいたします。

それでは、まず開会に当たりまして、自然再生推進会議の幹事会の議長を務めております環境省自然環境計画課長の渡邊よりごあいさつを申し上げます。

【環境省自然環境計画課長(渡邊)】 計画課の渡邊でございます。大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、自然環境の保全・再生に対していろんな形でいろんな場面でご協力、ご尽力いただいております。本当にありがとうございます。

きょうから洞爺湖でG8サミットということで、議論が始まっています。G8サミットの中でも、生物多様性の問題も含めた地球環境の問題が討議される予定になっております。そういった国際的な動きも受けて、ことしの6月の初めには、生物多様性基本法が施行になりました。第二次の生物多様性国家戦略を受けて、自然再生という流れが立ち上がってきたわけですが、その生物多様性国家戦略、条約に基づいてつくった戦略だったわけですが、今回、生物多様性基本法ができて、条約に基づくと同時に、生物多様性基本法に基づく国の計画という位置づけになることになりました。昨年11月に改訂されたのが第三次の国家戦略になりますけれども、その中でも自然再生を重要な施策の柱として位置づけをしたというところであります。

自然再生は、前回の国家戦略ができて、自然再生推進法ができて5年がたったということで、5年間の施行状況をレビューして、どんなふうに改善したらいいかという議論をしてまいりました。専門家会議でも3回にわたってご意見をいただいて、その意見を受けて、ことしの3月27日に、関係省庁でどんなふうに改善をしていくべきか、必要な措置としてどんなものが上げられるかという取りまとめを、自然再生推進会議で行ったところです。19の協議会が全国で立ち上がっています。まだまだ少ない現状だと思います。それをどう増やしていくかということで、協議会の立ち上げの支援を強化していくことですか、民間団体NGOの活動支援していくことですか、あるいはそういった地域のボトムアップによる発意のもとに起き上がってくる活動とあわせて、全国的な視点、あるいは生態系のネットワークという広域的な視点に立って、再生の必要性が高いところに再生の取り組みが起きるようなそういった措置も必要だろうというようなことを、3月の下旬の取りまとめには盛り込んだところです。

そういった必要な措置を各省協力して実施していくこととあわせて、自然再生推進法に基づいて閣議決定で決める、自然再生基本方針というのがあるわけですが、いわば各地域の協議会の道しるべになるものです。その基本方針についても、より効果的なものになるように見直しをしていこうということで、ことしの秋9月を目標に改訂をしていきたいと思っております。

その第一弾の議論ということで、6月16日に基本方針の見直し、どんな論点があるだろうかということで、専門家会議でご意見をいただきました。きょうは、その6月16日に続く第2回目の議論ということで、前回いただいた議論、これまで5年のレビューのときに専門家会議からいただいたご意見、そういうのもあわせて、基本方針の見直しの骨子（案）を関係省庁と作業して準備をいたしました。その見直しの骨子（案）についてご説明をし、その内容について、皆さんからご意見をいただくということで、今回第2回の開催をさせていただいたところです。いろいろな角度から忌憚のないご意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【環境省自然環境計画課課長補佐（山下）】 続きまして、本日ご出席の委員の方々のご

紹介させていただきます。

大和田紘一委員でございます。

近藤健雄委員でございます。

進士五十八委員でございます。

辻井達一委員でございます。

小野勇一委員でございます。

辻本哲郎委員でございます。

広田純一委員でございます。

吉田正人委員でございます。

鷺谷いづみ委員でございます。

本日は、環境省、農林水産省、国土交通省の関係部局からも出席しておりますので、出席者のご紹介をいたします。

まず、環境省自然環境局、渡邊自然環境計画課長でございます。

続きまして、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課の伊巻補佐でございます。

林野庁森林整備部計画課の小口計画官でございます。

水産庁漁港漁場整備部計画課の青木補佐でございます。

続きまして、国土交通省総合政策局環境政策課の西村補佐でございます。

都市地域整備局公園緑地課の舟引緑地環境推進室長でございます。

河川局河川環境課の吉田補佐は、ちょっとおくれてございます。

同じく港湾局国際環境課の加藤補佐でございます。

続きまして、文部科学省生涯学習政策局社会教育課の出口補佐でございます。

続きまして、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。お手元の表紙に、議事次第、資料一覧、載っておりますけれども、その次のページに、出席者の名簿、その次に座席表がございまして、その後、資料1といたしまして、自然再生基本方針見直しに関するスケジュール、資料2といたしまして、基本方針の見直し骨子（案）のポイント、資料3といたしまして、基本方針の見直し骨子（案）がございまして、その後、参考資料といたしまして、自然再生基本方針の構成、1枚紙でございます。続きまして、第三次生物多様性国家戦略の自然再生に係る部分の抜粋でございます。続きまして、自然再生推進法施行後5年の経過を受けた検討の結果概要がございまして、法施行後5年の経過を受けた検討結果より摘出しました自然再生基本方針見直しに関する主な論点、1枚紙でございます。続きまして、平成20年度第1回自然再生専門家会議におきます主なご意見ということで、前回の議事概要。それと、資料一覧に載せてございませぬけれども、本日ご欠席の池谷委員より、本日ご意見が届きましたので、それを最後につけさせていただきます。

以上が、資料一覧でございます。もし、不備等ございましたら、事務局に言っていただ

ければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、専門家会議は辻井委員が委員長に選任されてございますので、ここから議事の進行につきましては、辻井委員長にお願いしたいと思います。

【辻井委員長】 皆さんお忙しいところお集まりいただき、大変ありがとうございます。前回の会議に、私、欠席をさせていただいて、小野委員に座長をお願いしまして、ありがとうございました。その結果は今報告がありましたけれども、環境省からお話を伺って、いろいろなご意見をお出しいただいたということを押承いたしました。それで、きょうはその続きということになりますが、議事次第に従ってこれから進めたいと思います。自然再生基本方針の見直しが議題でございますから、その見直しの骨子（案）についての説明をしていただいて、その後で、委員の皆様からさらなるご意見を伺いたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、どうぞご説明を。

【環境省自然環境計画課課長補佐（山下）】 それでは、環境省から資料をご説明したいと思います。

資料の1番でございますけれども、自然再生基本方針の見直しに係る検討スケジュールということで、先ほど渡邊課長の方から説明申し上げた、3月までの法律の施行後5年の検討を受けまして、4月から自然再生基本方針の見直しを始めてございます。真ん中の方の欄に、環境省・主務省が行ってきた経緯が書いてございまして、4月に、まず自然再生協議会のヒアリングと、5月に日本学術会議自然環境保全再生分科会との意見交換会をいたしました。6月16日に自然再生専門家会議を開催いたしました。そこで意見を伺いました。その後、本日でございますけれども、自然再生基本方針の見直し骨子（案）を提示させていただきまして、専門家会議のご意見をいただきたいと思っております。その後、下のスケジュールに書いてございますとおり、基本方針の見直し（案）の作成、パブリックコメント等を経て、自然再生基本方針を閣議決定してまいりたいというスケジュールでございます。

続きまして、基本方針の見直し骨子（案）のポイントなんですけれども、それに行く前に、一番最後から2番目、前回の専門家会議の概要について、簡単ご説明させていただきます。

平成20年度第1回自然再生専門家会議における主なご意見というペーパーでございますけれども、主なご意見をここにまとめさせていただいております。一つといたしまして、国土のランドデザイン、生態系ネットワーク等の全国的・広域的な視点からの自然再生のあり方を追加した方がよいというご意見。

また、2番目といたしまして、科学的知見に関しまして仮説を立てて実行して、それを検証するという科学的プロセスに沿って自然再生を実施することが重要であるということ。

また、自然再生が必要となった原因・構造を把握するとともに、生態系の動的な維持機構・回復力を考慮に入れることが重要であるというご意見。

また、3番目といたしまして、地域経済や文化と関連づけた自然再生の取り組みが重要であると。特に二次的自然につきましては、その維持管理と自然再生と地域活性化との関係について、基本方針の中で別途項立して書くべきではないかというご意見。

裏側にまいりまして、次のポイントといたしまして、火入れや池さらいなどの伝統的手法が重要であるということ。また、それらを生活文化という考え方の中で盛り込むことが望ましいというご意見がございました。

また、次のご意見といたしまして、自然環境が改変されてきた時代背景を含めて書き込むと。あと、土地利用をどうするかという観点も重要だというご意見。

また、里地里山としてとらえられているエリアのほかに、低湿地の再生も重要であると。ただ、日本の水田では、生産しながらウェットランドの機能を再生することも可能であるという点に留意が必要であるというご意見。

また、自然再生を実施することによる人間にとってのプラスの側面、例えば生態系サービスの増大等について必要性の理解を醸成することが必要であるというご意見。

また、環境教育の重要性について強調すべきというご意見等がございました。

以上が、前回の主なご意見の説明でございます。

それでは、資料の方に戻りまして、資料2、基本方針見直し骨子（案）のポイント、1枚紙でございますけれども、こちらの方をご説明させていただきます。

まず、今回の見直しのポイントの1番目として、地域の自然再生に取り組みの効果的な推進を図るという観点から、自然再生の目標設定、実行、検証を通じた科学的なプロセスの重要性を強調したという点。2番目としまして、二次自然を対象とした自然再生、地域産業との連携の重要性と伝統的手法の評価を強調した。また、3番目としまして、自然再生を地域社会活性化につなげることの重要性を記述した。4番目としまして、協議会の設立や運営に対する支援を強化するという点を書き込んでございます。

ポイントの2番目といたしまして、生態系の保全・再生の重要性の強調という観点と、全国的、あるいは国際的視点の強化という観点がございます。その中の1番目としまして、残された自然の保全の重要性と生態系の劣化要因の除去の重要性を強調するという点を書いてございます。また、2番目といたしまして、国土のランドデザイン、生態系ネットワークを踏まえた全国的・広域的な視点からの取り組みを強化するという点がございます。また、地球温暖化による影響も考慮した自然再生の取り組みを推進するという観点を記述してございます。

最後にポイントの3番目といたしまして、学習と研究の推進という観点から、一つ目が、学校教育から生涯学習にわたる自然環境学習の取り組みの強化という観点を記述してございます。また、自然再生事業の実施と連携した技術の研究開発の推進という観点。これら

を中心に、自然再生基本方針の見直し骨子（案）をまとめてございます。

それでは、細かな内容、個別にどういう方針で見直していくかというのを取りまとめた資料3、自然再生基本方針の見直し骨子について、ご説明してまいりたいと思っております。

資料3番目は、横の表になってございまして、一番左側に、自然再生基本方針、こちらが、現行の自然再生基本方針でございまして、真ん中のところに、今までいろいろいただいてまいりました見直しに関する論点を記述させていただきまして、一番右端に、見直しの方向性ということで、どういった方向で見直しをしていくかということを書いてございます。それでは見直しに関する論点に関連がある、あるいはこう書いてある、あるいは関連した事項が書いてあるというところに、左側の現行分ですね、下線を引いてございまして、この下線分については参照していただきながら、見ていただければと存じます。

まず、見直しに関する論点、アルファベットで整理いたしてございまして、Aといたしまして、自然環境が改変されてきた時代背景を含めて基本方針に明記することが必要という論点に関しまして、見直しの方向性の方で、自然環境の劣化が進んでいる要因として、社会経済活動の増大に伴う自然環境への負荷、人為の働きかけの縮小撤退による自然環境の質の変化に加えて、人為によって導入された外来種による影響についても記述したいと。また、温室効果ガス的人為的な増加に伴う地球温暖化によって生態系への影響が顕在化してきておりますので、今後、さらに深刻な影響が生ずることが懸念されているという旨を記述してまいりたいというふうに考えてございまして。

2ページ目にまいりまして、Bという観点で、地域における生態系ネットワークの視点を踏まえた内容とすることとすることがございまして。現行基本方針の方では、2ページ目の下から3分の2ぐらいのところ、流域単位の視点等の記述がございまして。見直し方向といたしましては、自然再生を進める際に生態系ネットワークの視点を踏まえるべき旨を記述してまいりたいと。

また、Cといたしまして、地球温暖化への対応についてということで、こちらにつきましては、現行では、(2)の自然再生の方向性の部分においては記載がございません。見直しの方向としてはCあたりに書き込めばという観点から、急速に進みつつある地球温暖化は、生態系に深刻な影響を及ぼすおそれがあると。また、環境の変動に対する適応の高い、地域に固有の生態系を確保することが重要であること、また、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資することを踏まえて、自然再生に取り組む必要がある旨を記述してまいりたいというふうに考えてございまして。

また、D、自然再生を実施することによる人間にとってのプラスの側面を強調すべきという観点に関しましては、自然再生を実施することによりまして、生物多様性の恵沢を将来にわたって享受できる自然共生社会の実現を目指すという旨を記述してまいりたいというふうに考えてございまして。

3 ページ目、E でございますが、こちらは、現行文章には直接的な記載がない部分ですけれども、残された自然の保全を優先するとともに、自然生態系の劣化の根本的な要因を一つ一つ取り除くことという論点に関しましては、見直し方法というところで、残された自然の保全を優先するとともに、自然生態系の劣化の根本的な要因を取り除くことが重要であること、また、当面の対策とあわせまして、劣化要因とその複合的作用の結果としての劣化状況の把握を踏まえた対策の検討、実施に取り組むべき旨を記述してまいりたいと思っております。

また、F といまして、二次的自然の維持管理は保全・再生に含まれることという論点です。左の文章では、現在どのように自然再生事業が定義されているかということを下線を引いております。ここの部分に関しまして見直しの方向といましては、過去の事業や人間活動によって損なわれた自然環境に加えまして、人間活動の縮小により劣化した二次的自然環境を取り戻すことも自然再生事業の対象となるという旨を記述してまいればというふうに考えてございます。

次のページめくっていただきまして、4 ページ目、G の社会科学的要因も踏まえて自然環境の劣化要因を検討することということで、こちらにつきましては、その旨、社会経済活動等との関係も含めて環境の劣化の要因を検討すべきという旨を記述してまいりたいと思っております。

また、H、科学的知見をわかりやすい内容とすること。また、I、仮説を立てて実行し、検証するという科学的プロセスに沿って自然再生を実施するという観点に関しまして、自然再生の目標、方法を科学的に定めて実行し、それを検証するというプロセスに沿って実施する旨を記述してまいりたいというふうに考えてございます。

また、J も K も、現行、ここの部分には規定がないんですけれども、J、持続的に良好な状態を維持することが可能な自然環境を目標として設定することという論点に関しましては、自然再生の目標につきまして、持続的に良好な状態を技術的にも社会経済的にも維持することが可能な自然環境を目標として設定すること、また、その中で、自然の復元力やサイクルを踏まえた持続可能性を考慮し、長期及び短期の目標を設定することが重要であること。その際、自然の変動やかく乱を生態系本来の動的な維持機構として位置づけていくことも大切であるという旨を記述してまいりたいと思っております。

また、K、具体的な目標設定の方法についてという論点に関しましては、具体的な目標設定に当たって、対象地の自然環境の変遷を踏まえて検討を行い、過去の特定の時期の状況を目標とする、あるいは地域の特徴的な種や生態系の状態に着目して目標を設定するなど例示を記述してまいりたいというふうに考えてございます。

次の5 ページ目でございますが、人工エネルギー利用の可否という観点でございますが、左の方に、このように書いてございます。できる限り自然の復元力にゆだねる方法も考慮しというふうに書かれてございますので、基本方針の記述は現行のままとしまして、各地

域の特性に応じて資料や情報提供を行うということで対応してまいりたいと考えてございます。

次に6ページ目でございますが、自然環境学習における学校教育の支援ということで、こちらに関しましては、学校教育における環境教育の充実を図るとともに、家庭、学校、地域、企業などにおける生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図ることが重要であると。その際に、自然再生事業を実施している地域を積極的に活用するべき旨を記述してまいりたいというふうに考えてございます。

7ページ目にまいります、N、O、P、Qとありまして、現行方針に下線がずっと引いてありますけれども、この一連の関連部分でございますが、まずN、二次的自然の再生について項目を分けることという観点で、方針といたしましては、二次的自然を対象とした自然再生につきまして地域の産業と連携した取り組みという内名で項目分けしてまいればというふうに考えてございます。

また、O、自然再生における資源の循環利用のあり方、また、P、自然再生は地域社会の活性化につながるものとするということという観点に関しましては、自然再生について、地域の産業や社会経済活動と関連づけ、自然資源の循環利用、地域社会の活性化につなげることにより、持続可能な取り組みとすべきという旨を記述してまいりたいと思います。

また、Q、生活文化という考え方の中で、火入れや池さらいなどの消えつつある伝統的維持管理手法の重要性の認識という観点に関しましては、人と自然の相互作用により形成されてきた得意の生態系・文化を踏まえて、草地の火入れや池さらいなどの伝統的な維持管理手法の重要性を記述してまいりたいと思っております。

また、Rといたしまして、地球温暖化の対応について、現行文章は左の方に書いてございますが、ここに関しましては、自然再生に当たりまして、多くの二酸化炭素を吸収・固定している森林、里山、草原、湿原等を保全・管理することの重要性について追加記述してまいりたいというふうに考えてございます。

Sでございますが、呼びかけ人としてNPOでも発意可能なことの明確化ということに関しましては、現行が左のように書かれてございまして、基本方針の記述は現行のままとしまして、各地域での普及啓発、あるいはパンフレット等の中で情報提供等を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

8ページ目、Tでございまして、協議会組織時の届け出ということで、現行の自然再生基本法では協議会組織時、あるいは構想をつくった段階での届け出義務はございませんで、実施計画をつくった場合のみ届け出義務がございます。それで、ここを届け出について書いた方がいいのではないかという論点でございまして、見直しの方向性といたしましては、協議会の組織時に、主務大臣及び事業地の管轄する都道府県に報告して、必要な協力を求めることができるという旨を、これはこの場所ではなくて、後ほど説明します、その他の重要事項の部分で協議会の支援として書いていければというふうに考えてございます。

9 ページ目の全体構想作成時の送付についても、同じ部分に、報告して協力を求めることができるという旨を書き込んでいけばというふうに考えてございます。

次の10 ページ目でございますが、再生対象区域と周辺区域都との協働という観点でございます。こちらに関しましては、事業の対象区域と、その周辺地域の関係を分析した上で、相互の連携の必要性について検討を行うという旨を記述してまいりたいと考えております。

また、W、実施計画は順応的に事業を見直していくことができるよう配慮することという観点に関しましては、モニタリングの結果を科学的に評価し、これを事業に反映させる順応的な進め方について協議会において検討を行うという旨を記述してまいりたいと考えてございます。

続きまして、11 ページ目、X、自然環境学習の推進という観点で、自然環境学習の推進につきましては、前にも出てきたんですけれども、この4番目は、推進に関する基本的事項ということで方法論を記述しているのでございますけれども、ここには左の方、自然環境学習を実施しようとする者は、このようにするというふうに書いてございますが、この書きぶりを、自然再生の場を積極的に自然環境学習に活用・提供するという旨を、ここにもつけ加えておきたいというふうに考えてございます。

次のページにまいります。12 ページ目、Y、自然再生に関する技術研究開発と事業の実施との連携につきまして、自然再生事業に関する技術の研究開発は、自然再生事業の実施と連携しつつ行うよう努めるという旨を、こちらに記載してまいりたいというふうに考えでございます。

13 ページ目、最後のページにまいります。Z、国による協議会の支援ということで、ここ普及啓発(4) ございますけれども、今考えてございますのは、その後ろに支援ということで、国は、協議会に対する技術的支援を行うため、必要に応じて自然再生専門家会議を開催するほか、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動の支援等を行うことにより、自然再生の推進に努める旨を記述したいと。また、先ほどご説明いたしました、協議会設立時、あるいは構想作成時の支援の協力を求める記述につきましても、この国による協議会の支援とあわせまして、ここにあわせて書き込もうというふうに方向性として考えでございます。

最後でございますが、小文字のアルファベット a でございますけれども、全国的、広域的視点に基づく自然再生の推進ということで、左側の方に、広域的な連携をする際の自然再生の取り組み方が書いてございますけれども、ここに追加して、全国的、広域的な視点に基づく取り組みの推進について記述してまいりたいと。具体的には、国は、各地域の特性を生かした取り組みとともに、生物多様性から見た国土のランドデザインを考慮して、生物多様性総合評価など全国的な生態系の状況分析、生態系ネットワーク構想の進展も踏まえまして、全国的、広域的な視点から自然再生の必要性の高い地域を明らかにするため

の検討を進めるなど、必要な取り組みを推進するべきという趣旨を書き込んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上が資料3でございまして、参考資料につきましてはご説明いたしませんので、ご参考にしていただきますが、一番最後につけてございます、池谷委員から提出された意見につきまして、概要だけ簡単にご説明申し上げます。

3点ほどご意見ということで、一つ目といたしまして、国としての財政上の措置についてということで、一番最後の括弧の部分ですけれども、国として必要な財政上の措置を積極的に講じていくということ、国があるべき姿として言うていく必要があるのではないかというご意見が1点目でございます。

また、②といたしまして、河川・湖沼・湿原等の湿地の自然再生の優先性について触れていく必要があるのではないかというご意見でございます。

裏にまいりまして、3番目でございますが、国における大規模な自然再生事業の積極的推進についてという観点で、こちらは一番下の方に書いてございます、下から2行目ぐらいですね、特に国において、広域的な観点からの共通の認識を形成して、計画的に自然再生に取り組むこととする必要があるのではないかというご意見を、けさほどご提出いただいたところでございます。

以上、足早でございましたけれども、資料のご説明を終わらせていただきます。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。

見事にAからZまででおさまったということなんですが、それで、ちょっと皆さん委員からのご意見を伺う前なんですけれども、この見直し方向については、環境省以外の省庁からの意見はもう入れてあると考えていいですか。それとも、これからまた後でということですか。

【環境省自然環境計画課課長補佐（山下）】 一通りご意見はいただきましたので、漏れがないかどうかは別にいたしまして、一応反映させていただいているということでございます。

【辻井委員長】 わかりました。では、また後で適宜というか、きょうこの場でも構わないし、ご意見いただいてもいいということですね。ありがとうございました。

それでは、委員の方々に今の説明について、あるいは前回まとめたものが最初の方で説明されました。これについて、きょうも新たなご意見をちょうだいできればと思います。どなたでも結構ですけれども、いかがでございましょうか。今お聞きになって、あるいはこの前のまとめもありましたけれども。

【大和田委員】 私もきょう初めて、こういうことを詳しく話をお聞きしました。私の印象でございまして、そうではないと言われればそうなのかもしれませんが、全体に、この自然再生基本方針は、陸上の部分がほとんどを占めているような印象を受けるんですね。1ページ目にも里地里山等とありますが、現在は内湾でも里海、これが国際語になってい

るんですね。ですから海の、内湾の自然再生をしていかなければいけない。たびたび川、湿地、先ほどの池谷先生のところでもどこかございましたが、森林、草原、湿原と、それから河川、湖沼、実は全部を受けているのが海なんですね。そこまで入れた論議が必要ではないかということのを特に強調したいと思います。

特に、現在、地球温暖化、内湾では南の海草を食べるような魚が非常にたくさん来た冬、死なないでいるということもありまして、磯焼けといいますか、これは外洋でもアラメ、カジメの大きな藻場が今どんどんなくなっている。これも、やはり自然の問題でありますし、自然再生が必要だろうと思うんですね。

あとは、内湾で言えば、ホンダワラ科の海藻の藻場、あるいはアマ藻場、こういうものも、昭和40年代にほとんど全国でなくなってきた。今、細々と各県でNPO法人とか、そういうところが一生懸命取り組んでいるわけですが、どこへどうというのではないんですが、ぜひそういうものを中に入れていただきたいというのが私の意見です。

【辻井委員長】 重要なお指摘だと思います。少なくとも、藻場を含む浅海域というような言葉でしょうか。これはまたいい言葉といたしましうか、考えていただくとしまして、今のご意見十分に入れないと、まさに陸上に偏ったというふうになりかねません。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

【小野委員】 今のご意見、大変ごもっともなように思うんです。ちょっと浅海域の問題と里山の問題を考えてみていただきたいんですが、実は、里山がなぜ問題になってきたかという問題と、今の浅海域が非常に悪くなってきたという原因は、大分違うんですね。だから、そこは分けて記述しておかないといけないというふうに思います。

私、この里山のところの説明、Fの説明を見ていてよくわからないのは、人間活動の縮小により劣化した二次的自然環境を取り戻すという、何とも舌をかみそうな日本語なんです。これはちょっと書き直さないとどうもならんなと思って。こういう霞ヶ関文学はちょっとやめてもらわないといかんですね。

いずれにしても、そういうものは、実際は、今まで人間が接触しながらつくってきた二次的自然なんだと。それは、一遍こういうふうになると元に返すには大変な労力と金がかかるんだということは、本文に書いてあるんでよろしいんですけども、そのところを少し強調させるために、やはり里地里山は切り離して書いた方が、私はいいと思います。

今の海の問題というのは別項として立てた方が、私はいいように思います。

【近藤委員】 今、海岸の話が出ていたんですけども、やはり海については別項を立てていただきたいなと思っています。特に日本の海岸は3分の2が、戦後できた、作り直された、いわゆる防災海岸になっていまして、これがもう40年以上たっている。それに対して再生という動きが出てきていまして、その中で、自然再生との組み合わせた形での協調型の海岸整備というのはかなり重要な要素だと思いますので、あわせて海岸、海浜、

それと湿地帯、干潟とか、この辺のところを総合的に海として、別にとらえた方がいいような感じがいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【辻井委員長】 先ほどの小野先生のご意見も、そういう分けた方がいいのではないということでしたね。では、それはちょっと考えていただくということで。

【辻本委員】 私も関連しているんですけども、人間活動あるいは人間のインパクトという視点をまとめて話をするとというときに、今言われた里地里山の話と海の話と、それから、都市化の問題みたいなもの。やはり、人間活動のインパクトというものをどんなふうにかえるのかということの整理の仕方が、ただ単に里地里山だけに凝縮されているような書き方なんですけれどもね。

そしてもう一つは、人間の生業という視点もありますね。農業はどうしてきたか、水産業はどうしてきたか、それから、都市の生活とか、そういうものがどうであったのか。土地に対するインパクトと生活のインパクト。それから、経済の何が一体、この自然再生の元になる自然のデグラデーションに影響を与えてきたかというときに、根本的なものが何かというときに、経済的なものなのか、人口増加なのか、あるいは何なのかというところのもう少し分析が必要ではないかと。すなわち人口増を支えるために、例えば食糧の問題にしても、人口増を支えるために何らかの措置をしてきた場合と、もう一つは、人口増をそれだけで支えられるにもかかわらず、手段を変えてきたところがありますね。ただ単に、いわゆる土地の開墾とかだけで人口増を賄うという部分と、それから、新しい農法とか、あるいは極端に言えば油漬けとか、技術を投入してやってきている分と、両方でふえてきたわけですね。今度撤退するときに、同じプロセスをたどれるのかという話。人口減したって、結局は、そういう先端的な技術を支えてきたものは、ますます伸びていくかもしれないというところを考えますと、もう少し、我々が人口増を支えるために経済をドライブしてきたという話、あるいは技術をドライブしてきた話、一体、そういうふうな農業とか水産業とか、あるいは工業、あるいは経済をどう支えてきたか。あるいは、ここで余り触れられてないんですけども、人間生活の真髓としてとか、都市生活というものを、極端に言えばいわゆる治水とか安全を守るためのもの、あるいはエネルギー資源とか水資源を確保するためのいわゆる国土、自然のデボレーションというものも含めると、もう少し分析を整理する必要があるというふうな気がしました。

それが、多分、里地里山だけでなくって、都市の問題もあるし、浅海域、内湾の問題もある。それは、例えば埋め立ての問題とか、掘削、しゅんせつの問題もあるとか、もう少し周りを整理して、それを基本方針の中に、そこから抽出していくということをやらないと、骨組みだからということ余りにもぼつぼつととらえていくと、やはり矛盾が出てくるので、まず、ボトムからきれいに整理する必要というのは、ひょっとしたらあるんじゃないかなという気がしました。

ちょっと気になった話なんですけれども、例えば里地里山のところでは、農薬や化学肥

料の使用云々と書いていますけれども、営農形態そのものが変わっているし、例えば、さつき油漬けと言いましたけれども、ものすごくエネルギーを使った農業形態に変わってきていること。あるいは水産業でも、沿海の漁業から遠洋に出たっていった展開とか、あるいは今、油の高騰で非常に水産業がダメージを受けているのは、そういうものに依存する水産業になってきたからという背景も、やはり単なる流域負荷や窒素の肥料だけの問題ではないというところが、少しまだ整理し切れてないのかなという気がいたしました。

【辻井委員長】 今のお話、背景についても、殊に農水省に考え方というか意見を伺っておく必要があるのではないですかね。少し整理しといていただいた方がいいのではないのでしょうか。

【小野委員】 今の話、私が今日申し上げようと思ったところ、まさに言われたんですが、生活文化という考え方の中で云々という文章があるんですけども、私は、すべての自然再生は地域文化の再生、もしくは創出というものとかかわりあいがあると思っていますので、そういうメンバーの中に文科系、文化という言葉が悪いんですけども、文化と文科と一緒にたになって、まずいんですけども。いわゆる文系の人たちが、どういう形でこれにコミットできるかなということを考えてみる必要があるのではないかと。特に自然再生は地域再生ですから、そのときには必ずそういうものが必要になる。きょうこれから話題になるそうですけども、阿蘇などは地域の問題が非常に文化的要素の強いところがありますので、そういうことを含めて、何か1項立てて、ちゃんとそのことは書いた方がいいような感じが、私はしております。Qでちょっと書いているんですけども、もっと大きく取り上げた方がよろしいのではないかなと思っているんですが。

【鷺谷委員】 見直しの報告議論にずっと参加してきた者として、大変結構だと思いますが、ちょっとだけ気がついたことがあるんです。

一つは、今もちょっと話題になっていた、Q、生活文化という考え方の中で云々という表現になっているんですけども、ここで挙げてあるような火入れ、池さらいなどの実施というのは、生物多様性そのものの維持にとって必須であるという観点も、この中に表現されるといいと思うんですね。つまり、これらの行為が自然のかく乱の代替として、これらの行為があったからこそ、生息、生育の条件が維持されてきた種というの、今ちょっと言葉がいろいろありましたので、人間の生活域ということにしておきますが、生活域の中に少なくないんですね。

それら生物多様性の要素、その中には絶滅危惧種もかなり多数含まれていますが、その存続を図るためには、管理としてこれらを位置づけることも必要になっている。生活文化ということだけで言ってしまうと、その要素の維持のために必須というところが弱くなってしまうような印象を受けました。なので、あわせて一言書き込んでいただくといいかもしれません。

それから、最後、Zの次のaですけども、新たにこういうことを見直しの方向として

記述を考えてくださるというのは、大変すばらしいことだと思うんですけども。表現を見ますと、必要性の高い地域を明らかにするための検討を行う、これは第一歩で、非常に重要な行為だと思うんですが、劣化のスピードを考えますと、実施も急ぐ必要があるような気がするんですね。それで、ちょっとお尋ねしたいんですが、推進法の枠組みでは、こういうタイプの自然再生というのは、地域が発意するというのが推進法の本質的なところかもしれないんですけども、こうやって全国的、広域的に検討すべきだというものを推進法の枠組みの中で実施するというのは難しいと判断されているのでしょうか。ご見解を伺いたいということです。

【環境省自然環境計画課長（渡邊）】 我々からすると可能と思っております。国も全国で立ち上がっている協議会のメンバーに既に入っている。それから、国が呼びかけ人になることもできる。むしろ、今までの19を振り返ってみれば、国の出先機関が地域に呼びかけるという形が多かった。最近になって、NGOが呼びかけ人になるという例も出てきたというような流れなんですけども。そういうことなので、国として全国を見渡して、こういうところは再生の必要が高いという場所が特定されれば、そこについて、国みずから発意者となって立ち上げるということも、もちろんケースバイケースですけども、可能だと思いますし、あるいはその地域にもっともっと協議会の立ち上げが促進されるように、いろんな情報提供をしていくとか、あるいは地域でそのためのワークショップを開くのを応援するとか、地域がみずから立ち上がることに對して応援するというパターンもあるし、国みずからやるというパターンもあると思うんですね。そういう中で、ここで書きました全国的に非常に急ぐべきだというところの再生の取り組みが、実施の面も含めて推進されるように、国みずからも必要な取り組みをしていくというふうに書いていきたいなと思います。

【吉田委員】 2点ございます。資料2の骨子の（案）のポイントを拝見すると、今までの議論を大体三つにポイントにまとめられていて、私もこれを見て、大体いいかなと思ったんですが、よく見てみると、自分が幾つか言ってきたことで入ってないなと思うのがありましたものですから、2点だけ申し上げさせていただきます。

11ページ、マイナーなことなんですけど、自然環境学習プログラムの整備のところ、私はこのところ、プログラムだけではなくて自然環境学習施設及びプログラムの整備ということで、本文中にも同じことがありますけれども、施設というのはぜひ考えていただきたいなと思っているんです。

というのは、自然再生の場を自然環境学習の場に活用するということは、これはもう非常にいいことで、既に言われているところもあると思うんですけども。場所によっては、自然再生の事業を行うための施設などがあると、より効果的なところもあると思うんです。私、三番瀬の自然再生にかかわっていて、これは法定協議会ではないんですけども、きのうも学生を連れて調査をして、調査器具は、その周りにはそういう施設はありませんの

で、埼玉の自宅まで持ち帰って、淡水で洗っているんですけども。そういうようなところが近くにある、自然再生の拠点であり、かつ環境学習の場であるということが、場所によってはそういう施設をつくと自然破壊になってしまう場所があると思いますけれども、場所によっては、そういうところがあると非常に効果的であるところもあると思うんですね。ですから、そういったメニューも選択できると。再生協議会をつくって、この法律に基づいてやっていくと、何かインセンティブがあるというか、そういうものも加えていったらいいのではないかと思います、そういった点を考えていただけたら、文面にも入れていただけたらというのが1点です。

2点目は、13ページの最後の公益的な連携の部分になりますが、aのところ、見直し案の方向では、全国的、広域的な視点に基づく取り組みの推進について記述ということなんですけれども、一番最後の文面に書いてある、計画的に自然再生に取り組むという、こちらの計画的というのは非常に大事だと思うんです。そういった面で、全国的、広域的な視点に基づく計画的な自然再生の取り組みの推進と言った方がいいと思うんですね。

それは、意見の最後のところにも関係するところですけども、私もこの会議の中で、日本という国はもう50年間、計画的に自然を破壊してきたので、計画的にちゃんと目標を立てて自然を再生していかなければ、とても2050年、あるいは2100年と、100年後の日本列島というものを目指して、自然再生というのはとてもできないと思うんですね。地域の自主的な取り組みは大事なんですけれども、やっぱりそれだけではだめだと。特に、先ほどから出ております浅海域の部分、干潟などについては非常に速いスピードに失われていったわけで、これはやっぱり目標を立てて再生していくことが必要でして、人工干潟の目標なんていうのは何かあるようなんですけれども、そういうことではなくて、やっぱり失われた干潟を再生していくということが必要だというふうに、きょう申し上げようとして来たら、ちょうど霞ヶ関の駅におりた途端に、農水省前で有明の漁民の方が、諫早湾干拓事業の開門調査を一日も早く実施してくださいということでシュプレヒコールをやっておりましたので、非常にいいタイミングだったと思ったんですけども。ぜひ、佐賀地裁で、開門調査が必要だという判決が出ましたけれども、国としては控訴する方向かもしれないけれども、控訴するのではなくて、むしろ有明海こそ、関係省庁で自然再生協議会をつくっていただいて、漁民や市民も交えて、自然再生をしていくということが必要なのではないかなと思っています。

以上です。

【辻井委員長】 ありがとうございます。

広田委員、いかがでしょう。

【広田委員】 それでは、2点あります。全体としては、前回のこの会議での指摘事項をよく踏まえられて整理されているなという印象は、私は持ちました。その上でなんですけれども、第1点は7ページの、先ほどからご意見出ているN以降なんですけれども、二次

的自然を対象とした自然再生の件なんです、ここに地域産業と連携したという、地域の産業という言葉があるんですが、実は、伝統的な管理手法等々は産業というより生業に根差したものであって、産業としての農業だけを取り上げられると、ちょっと違和感があるので、何らかの形で生業という言葉を入れてほしいと、これが第1点でございます。

その点で若干補足的説明をさせていただくと、今、農村で人口減少、高齢化が甚だしいので、維持管理を容易にするために、むしろ自然を壊してしまう。例えばコンクリート水路なんかは非常に管理が楽なもので、ですから人口減少すればするほど、むしろ管理に手間のかからない、人工的な、あるいは油漬けの農業とありましたけれども、そういう方向に向かっていってしまうというのが現状でして、そこら辺はなかなか難しいところもあるんですけれども。そういうこともあって、生業という言葉を少し入れていただきたいというのが第1点です。

それから、第2点は、13ページのZであります。支援なんです、表現はもう支援等の中に含まれてしまうと思うんですが、協議会の立ち上げ前後の支援として、やはりどうしても欲しいのは実際に立ち上げに動くコーディネーターというか、そういう人たちの活動費というか、行動費というか、専門家を呼ぶための旅費とか謝金とか、こういうのが非常に欲しいんですね。私が今かかわろうとしているところもそうなので、ぜひ、こういった協議会設立前のところの支援を充実していただきたい。この中に入っているんですけれども、具体的には、そういうことにお金が欲しいというのが実態としてございます。

それから、第3点目は、皆さんからも出ている最後のa、全国的、広域的な視点なんですけれども、私はやっぱり国が球出しというか、候補地というか、ここに必要性の高い地域を明らかにするとありますけれども、もっと積極的に自然再生の球出しのための調査をやったらいいのではないかと思います。身近な岩手とか東北でも、ここ自然再生の枠組みでやったらいいんじゃないかなと気がつく地域は結構あるんですけれども、当事者は知らないですよ。ですから、県レベルぐらいで、こういうところは自然再生の枠に乗せるにはいい地域ではないかというような調査があってもいいかなという気がしています。

以上3点でした。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。

【進士委員】 自然再生推進法の枠組みの話なんです、今、広田委員もおっしゃったけれども、例えば農業・農村が極めて健全であれば、自然再生は半分以上済むはずなんです。これが極めて不健全に育ってしまったんですね。それは経済の問題。だから方針とか理念の話と、具体的な計画とか事業のそれぞれのレベルで、少し整理をし直した方がいいのではないかという気がするんですね。つまり自然再生推進法では、いわゆる従来の環境省のイメージというかな、生物的自然を考えていると。そうすると、先ほどの里地里山ではないけれども、並んでいる言葉を見ても、産業そのものではない部分、つまり肝心なところへ突っ込まないようにしてつなげていくというふうに、どうしてもなりますね。

だから本来的には、今の基本法ではありませんけれども、自然と共生する社会を実現するわけでしょ、目標としてはね。だから、そうなれば当然もう農林業のあり方そのものが問われるわけだし、都市生活のあり方も、都市社会のつくり方も、みんな変わらなければいけないわけですから。ただ、そこは皆さんおわかりになった上で、こういうことをやっているんだと思っているから、次の整理の仕方ですよ。

だから、具体的なレベル、支援策とか事業のやり方とかと、高い理念とか方針を再確認するというのを整理しながら、目標としてはそういう社会全体のあり方なんだよということをお話しないと、わかりにくいかなという気がします。そこは暗黙の了解でやっているというところが、かえって誤解を生むので、地域の産業と連携したというけれども、連携どころか、産業そのもののあり方なんですからね。だから、フィロソフィーのレベルでは文明論ですから。私は、自然再生というのは生物的自然の部分的な再生とか多様化ではなくて、実は人間だって自然の一部だから、そうすると人間再生をやらなくてははいけない。そうすると教育の問題をやらなくてははいけないんですよ。今の子どもの育ち方で、本当に生物多様性の精神が人間の多様性にもなっているか。人間はどんどん画一化しているわけだから、そこも大問題だし、それから、地域再生という言葉もそうですね。都市でも農村部でも再生。これも今までのあり方でいいとはとても思えないわけだから、これも考えなければいけない。つまり自然再生というのは、実は人間の再生であり、地域再生であり、文化の再生ですからね。そうすると、非常に大きな憲法レベルになければいけないテーマなんですよね。それをうんと矮小化してしまっているという自覚を持ちながら、この事業を進めながら、結果的には社会全体が変わるといって、そういうシナリオではないかという気が、私はいたします。

【辻井委員長】 いろいろご意見を伺って、またこれからもお話をいただく十分な時間がありますけれども。今、進士委員のおっしゃったように、要するに自然再生、パートの問題だけではなくて、こうなると国土の見直しみたいなことになるわけで、ランドデザインという言葉であらわしていますけれども。こうなると、殊に里地里山、あるいは浅海域も含めてということになると、農水省にぜひ、この問題について積極的なご意見も承らなくてははいけないだろうと思うし、あるいはどういうふうにするかということについての研究というんでしょうか、そういったことを含めて考えていただかないと、重要な落ちが出てきてしまうのではないだろうかというところが、今までのご意見で幾つも出てきました。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

【近藤委員】 今いろいろとお話をいただいて、前々回、実は昨年度の最後の会議で、進士委員が、これまでモデル地域として、かなり自然が多い環境の中でやってきたけれども、もう少し大都市の中で見直したらどうかと。まさに今お話になった文化とか、そういう高い精神の中で、私たちの生業と一緒にあった形で、環境というのがそこに出てきていると思うんです。

実はその話を聞いて、3月の末ぐらいに兵庫県の西宮に行きましたら、六甲山系の大変生物の多様性があるところがございまして、今までは自然の川があったところが、全部三面張りになってしまったと。でも、ある線の中では昔の風景とか、あるいは生物の、非常に表層的なものだけでも、まだ残っている。でも、これを何とか人間の人為的な営みが行われることによって、それが復元される。ここで生物の多様性の基本法というのができて、また自然再生基本方針という中で、具体的に動く中で、そういう大都市の水系と生態といいますか、そこへまた文化とか歴史とか風景というのが入ってきて、非常にミニマイズされたモデルとして兵庫県にはそういう環境があつて、そこで何か一つ、我々が手を加えてあげれば、少しは戻るというんですかね。復元されるような自然というのは、実は存在しているんですね。それがなかなか、地元のNPOの人は非常に熱心で、国も行政も皆さん熱心なだけけれども、やはり一つのイニシアチブがついていかないといいますかね。国が、何か一つ都市型モデルとしてここではどうだろうかとこのので動けば、かなり精神が、自然再生基本方針そのままを生かしていけるのかなというところは、たくさんあるのではないかと思います。

【進士委員】 もう一つ、先ほど大きいこと言ったので、今度は小さいことを言いたいんですが、今、近藤委員が言われたのもそうなんですが、私は、最終的に生物多様性の話を現実化するには、国民の環境教育というか、環境的な意識の向上だと思うんですよね。まずそれが基本。それは食生活にまで及ぶだろうと思うんですけれどもね。食生活の安全・安心を言い出すと、ひとりでの環境の問題に行くわけですから。そういう意味で、大都市でやるということの重要性はそこにあると思います。人口の圧倒的なウエートは都市にあるわけですから、その都市の人間をどう変えるかが、社会そのものの構造を変えるだろうと。そういう意味で非常に重要だと思います。

具体的にはビオトープです。今、ビオトープというのが教育絡みで、横浜市は横浜の小中学校の全校に近いぐらいつくりましたね。つくった後がちょっと問題でして、私はランドスケープですから、美しくもなくてはいけないという思想なんですね。多様性と美しいというのは一致できるわけですね。これは古典的な庭園を見ればすぐわかる。ですから、そういうのがそうでなくて、つくるときのイベントで終わってしまうんですね、みんな。それを後ずっと継続して管理しないから。つまりメンテナンスです。つまり二次自然とか、日本の国土のほとんどの自然は管理されて、つまり使い込まれて生かされてという継続性でしょう。そここのところがちょっと乱暴で、これは困ったものだ。だから、動物でもそうですが、管理という言葉、管理というとみんな嫌がるんですけれども、管理されるのは嫌だから。そうではなくて、マネジメントという広い意味のマネジメントですね。昔、池田シンジロウ先生が野鳥のことをやっておられたときにも、やっぱり生物管理ということを盛んに言われた。私は、やはり日本のような国土ではその管理の思想がとても大事で、これをシステム的に入れるということが必要だと思っている。そのことをちょっと意識し

といていただきたいのと。

先ほどちょっと申し上げましたような、その計画論ですね。例えばマクラムという人がデザインズネーチャーという本を30年ぐらい前に出しました。これは土地利用というのを自然のポテンシャルを十分に把握した上で、土地利用計画をきちっとやっていくという思想なんですね。これは大昔の、近世農村の開発は大体その線でできているわけですね。ところが、機械力ができてからの戦後の開発は、そういうのを無視してきたわけですね。自然のポテンシャルを無視するものだから、地滑りだ、何だって起こってくるわけだし。ですから、この土地利用のあり方、土地利用計画の計画手法のところ、そういう自然立地的な、自然地理的な手法を明確に位置づけるようなルール化をどこかでやる必要がある。今、私ずっと自然再生そのものではなくて、その周辺の話をしているのは、その全体が実は自然再生とか生物多様性の核だと思いますので、少し枠を広げてお考えいただけたらどうかと思います。

以上です。

【小野委員】 先ほど委員長が、農水省のご意見を聞いた方がいいのではないかとおっしゃいましたが、私もそれは賛成でございまして、あと10年、20年後に後継者がどれだけいるんだろうか。ですから、自然再生の協議会をつくって、外側から農業、あるいは水産業、そういうことを支えてくれても、肝心の方がどれだけやっていけるのかということと考えますと、やっぱりある程度将来を見通したような、私ども今、有明海・八代海の再生の話のいろいろする場合に、10年後、本当にだれが支えてくれるんだろうかということ非常に寂しく感じることもあるんですね。そういうことを念頭に入れてやった方がよろしいのではないかと思います。

【辻井委員長】 無理にとは言わないんですけども、農水省からもご出席だから、もしできれば、できる範囲内で何かお考えを聞かせていただくなり、あるいは今後どういうふうに考えるべきだろうかということについてもおっしゃっていただくと、もっといいんですけども、いかがでしょうか。

【農林水産省環境バイオマス政策課課長補佐（伊巻）】 今まで何点かのご指摘ございました。農林水産業というのは自然と密接に関係してしまっていて、今やっている施策、または生業というのは、まさに自然を使いながら自然の恵みを得ながらやっていると行っているものです。ただ一方で、確かに農薬、または化学肥料ですね、それ自体は悪いと思いませんけれども、その使い方などが適切ではなかったというところがあったと思います。

また、さっき先程コンクリートの話がありましたけれども、管理しやすくするためにコンクリート一辺倒ということがありましたけれども、それ自体も効率性を求めること自体は考えれば悪くないんですけども、その効率性一辺倒になってきてしまったというところは反省していかなければならないかなど。そういうことで、と考え、農林水産省は、昨年の7月に生物多様性の戦略を策定しておりまして、そのような考え方で、そういう負の

影響をできるだけ少なくしようということによってやっております。それとともに、自然再生についても積極的に取り組んでいこうというふうに考えておいるところでございます。

~~あと、~~担い手につきましては、これは我々、当然その責任を担っているわけですが、食糧をいかに確保するかということは重要でして、す。また、自給率その前提に、我が国でどれだけ加工できるか、それを高めていこうというのがも大きな目標でございます。それを支える担い手も確保していこうというふうに努力しているところでございます。

以上でございます。

【辻井委員長】 今お話ししたこと以外にも、きょうのこの見直し案の方向、骨子（案）についても、やっぱり表現が、これではちょっとまずいのではないかというご意見が幾つもあるわけですね。ですから、ぜひその辺、産業と言わないで生業の方がより正しいのではないかとかいうふうな細かなご指摘もあったんですけれども、この点などもまた十分に見直しをしていただいて、できるだけいい方針（案）に向けて考えていただけると大変ありがたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

【進士委員】 今、農水の方がいろいろおっしゃって、僕は気の毒でちょっと発言するんですけどね。つまり日本の国民の何%が農家、農民ですか。自給率が低いというんですけども、自給率は問題ありますよ。あるんですが、今の日本の国家運営は、ごくわずかの国民で、その9割以上の国民の食糧を賄えと言っているわけですよ。だから、省力化のために油も使うし、コンクリートのあぜもつくるわけですね。それは農水省で幾ら逆立ちしても無理なんですよね、私から言うと。つまり、国家全体で環境保全、国土保全ということと、産業のあり方、あるいは食の安全をセットで考えないと、どうしようもないでしょ。食と環境と農は、みんなくっついているわけですから。それなのに、それをそれぞれの省庁で頑張れという、やれるところしか、やれないですよ。本当はまさに政治のところ、その関連性ですね、産業や経済と環境というのは密接不可分なんです。そしてライフスタイルと文明のあり方とかね。そこのところを明快な方針を出せないわけですよ。炭素の問題だって。低炭素社会と言っているけど、私はこの間もちょっと嫌味を言ったんですが、炭素は必要なんだから。有機物はみんな炭素の化合物でしょう。そうしたら、カーボンデオキサイドだって言っていたけれども。

ともかく、そういう言葉一つとっても、国の意思が、本当にCO₂の部分的な積み上げで、この辺を減らせるとか、全部技術論になってしまっているんですよ、今は。思想が欠如しているんですよ。思想は政策なんです。思想が政策をつくるんだから。その政策立案のところが、本当の意味で総合化されていないと思うんですよ。だから本当に、ここに担当者で出られる方は気の毒ですよ、僕に言わせると。やれる範囲ではもうやっておられるんですけども、その上に、全体像の組み立てがないとだめなんだから、私はだから各省にお任せと言っているわけにはいかないんであって、もっとした政策論をこうい

うところをつくらないと、本当は目的を達成できないと思うんですね。

【辻井委員長】 委員がおっしゃるとおりだと思います。全部もう書いてもらって、あるいは農水省に直せるとこは直してくれと言いましたけれども、この専門家会議の意見としてつけ加えてもいいんじゃないでしょうか。

【進士委員】 そうですね。それが一番いいと思います。

【辻井委員長】 それを省庁で書いてくれというのは無理だと思いますよ。

【進士委員】 書いていいというふうになると、いいですね。

【辻井委員長】 専門家会議の意見というのはつけられるのではないかと、私は思います。いかがでしょうか、ほかに何かございませんか。よろしゅうございますか。

(なし)

【辻井委員長】 それでは、一通りご意見、なかなか活発にお話をしていただいたように思います。幾つか、これもまとめるまでもないだろうと思いますけれども、いわばキーワードみたいなものをちょっと述べてみますと、大和田先生の、藻場とか、あるいは浅海域の問題から、やっぱり海というのは別に立てた方がいいのではないだろうかというご意見がございました。

それから、経済的な問題なのか、あるいは人口増という問題なのかという、そういう背景の問題については、まさに農水側の意見を必要とするだろうと。あるいは分析を必要とするのではないのかというご意見。生活文化という言葉であらわしているけれども、あるいは地域文化という方が正しいのかもしれないと。そうすると、ここの委員はほとんど自然科学系ですから、社会科学分野の人の意見をどこかで聞いてみるとか、あるいはそういうものをどうやって加えるかということを考える必要があるのではないかというふうなご意見がありました。

それから、自然環境学習に関しては、必ずしも学習そのものだけではなくて、その場が、もしあればベストであると。要するに施設ですね。というご意見もございましたし、それから、最後にといいますか、進士委員を初めとして何人かの方々からほとんど共通の言葉として、全体を見るということ、国土の見直しというふうに私は表現しましたが、そういうふうな形で見えていく必要があるのではないだろうかというご意見がありました。

小野委員から最後の方で後継者いるのかいないのか、農村の問題、あるいは農業そのものの問題になるかと思うんですが、それについては最後に進士委員が、ただいまお話になったような、これは最も重要な問題なのではないのかということで、おまとめをいただいたように思います。

一通りこういったご意見が出ましたので、これぜひ事務局で少し整理をしていただいて、あるいは各省庁とも協議をしていただきたい。そして、次のまとめへ向けて進めていただけると大変ありがたいと、こういうふうに思います。こんなところでよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、これを踏まえて見直しの具体的作業を進めていただくというふうをお願いをしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【環境省自然環境計画課長（渡邊）】 たくさんの貴重なご意見、ご指摘、ありがとうございます。いただいた意見を受けて、各省で相談をしつつ、基本方針の改訂の案の策定作業に生かしていきたいと思っています。

辻井委員に最後までまとめていただいたように、海、海域、浅海域、沿岸域、その辺についてどんな工夫ができるかなんですけれども、いずれにしても、今の基本方針よりも海域について少し強調した形がとれないかどうか、どんなやり方があるかというところで相談をしていきたいと思っています。

それから、背景のところ、人間活動のインパクトについての分析をきっちり整理しつつ、背景を整理したらわかりやすくなるのではないかというご意見いただきましたので、そこも、その辺どんな整理ができるか考えてみたいと思っています。

生業、あるいは農林水産業、あるいは生活文化という点と自然再生の関係が非常に重要だということだったと思います。7ページのその他の項目という中に、農林水産業のことが書いてあるわけですが、その他の項目ということではなくて、一つ項目を立てて、その地域の産業なり整理を、農林水産業、それと生活文化も絡めて、自然再生とそういった生業との関係という重要なテーマについては、項目を一つ立てて書くように工夫をしていきたいと思ひますし、その中身は農水省さん初め各省とも相談をしながらやっていけたらなというふうに思ひます。

それから、国として大事な優先すべき場所の球出しが必要ではないかというご意見もあって、一番最後のところに、全国の生物多様性の総合評価も進めながら、全国的、広域的な視点に立った必要性の高いところを抽出していくというふうに書いてあるんですけれども、その全国の生物多様性総合評価、これは今年から各省にもご協力いただいて、2010年までに何らかのまとめを行えるように、2年ちょっとかけて作業していきたいと思ひております。その生物多様性、全国土の生物多様性の総合評価をする中で、国家戦略の中ではホットスポットという表現を使ってみました。非常に生物多様性の上では重要な価値を持っていながら、危機的な状況にある。保全あるいは再生の手を加えなければ、非常に危機的な状況の場所を抽出する作業をしていきたいと思ひていまして、そういう作業の中でも、再生の取り組みを急ぐべき場所が出てこようかと思ひています。そういったアウトプットも生かしながら、全国的に見て、あるいは国際的に見て、自然再生の必要性が高いところで再生の取り組みが立ち上がるような、そんな形でやっていければなと思ひていまして、最後、全国的、広域的な取り組みの推進というところで書いた趣旨には、そんな思ひも込めて書いていきたいなと思ひています。

それから、進士委員初め、国土のあり方、あるいは自然共生社会のあり方、そういうものと絡めて自然再生を動かしていくことが必要というご意見、たくさんあったかと思ひま

す。この基本方針の中でどこまで書けるか、ちょっと考えてみたいと思いますけれども、基本方針の中でも工夫しつつ、自然再生の施策を展開するに当たって、再生の枠組みを超えたところも視野に入れながら、生物多様性をもっと組み込んだ土地利用のあり方、そういったものと再生というのをつなげていくような再生の施策の展開を非常に重要だと思っ
ていまして、自然再生を立ち上げて5年、19の協議会が立ち上がりました。まだまだ全国で見れば、非常に限定された範囲での取り組みにとどまっていますけれども、国土全体の自然の質を高めるということと自然再生がつながっていくために、自然再生事業だけではなくて、自然再生と絡めて土地利用のあり方や各省の施策に生物多様性の視点をもっと組み込まれていくことと自然再生がうまく相まって、国土全体の自然の質が高まる。そういうことにつながっていくだろうなと思っていて、そのところは、きょうのご意見も生かして、ぜひ施策展開に当たっては力を入れたいし、重視していきたいなと思っ
ています。

そんなことで、いただいたご意見をもとに、今後の作業手順ですけれども、各省で相談、協議をしながら、基本方針の案づくりをしていきたいと思っ
ています。それを1カ月間ほどパブリックコメントということで、たくさんの人たちから、その基本方針改訂（案）についてご意見をいただい
ていこうと思っ
ています。

見直し（案）をつくる過程で、きょういろいろご意見いただいた委員の方々に個別に、この点についてどうだろうかとご相談することもあろうかと思っ
ますので、相談に乗っていただければと思っ
ますし、パブリックコメントを1カ月ほどした上で、基本方針の改訂（案）、パブコメを受けた修正作業をし、最終的に、基本方針の閣議決定、9月中を目標に進めていきたいと思っ
ていますけれども、後ほどご紹介いたします、9月にこの専門家会議を現地で行う予定であります。その現地調査の際に、パブコメで出た意見なり、それを受けた修正の（案）についても、皆さんにご確認をいただいた上で、最終的な基本方針の改訂に持っていきたいなと思っ
ていますので、この見直しについて、引き続き皆さんのご協力をよろしくお願
いします。

【辻本委員】 今、ご説明で生物多様性という言葉をおっしゃったので、名古屋で2010年、生物多様性COP10が開かれるんですけれども、ホットスポットという話と、名古屋という大都市圏が絡む生物多様性の国としての考え方、この辺については少し難しい議論をきちっとしておかないと、COP10に耐えられないのではないかと。COP10を名古屋でやるというのは、大都市圏というものが生物多様性に対してどんなふう
に考えていかなければいけないのかということ、やはりきちっと説明していく必要がありますので、ただ単に、ホットスポットをどう守っていくかだけの議論で、自然再生の基本方針を議論して
いっていいのかということだけ、少し注意していただきたいなと思っ
て発言させていただきます。

自然とか生物多様性が変質、劣化してきたプロセスをたどって、できればその根本的要因を取り除くんだというのが、どうも再生の基本方針みたいな感じなんですけれども、根

本的要因が大都市圏そのものにあるんだったら、大都市圏を取り除けばいいということにもなりかねないところをどう考えるのか。すなわち、我々が変遷してきたプロセスと、これから再生してきたプロセスは全く同じではない。根本的な要因を取り除けば、元に戻るわけでもない。その辺が名古屋という大都市圏でCOP10を考えるときに、もう一つのフォーカスポイントになるのではないかとということで発言させていただきました。

【進士委員】 私も横浜市で同じことに出会っていて、横浜環境審議会でやっているんですけどね。結局、生物多様性の国のやつをそのままやろうとするんですね、担当者は。だけど、もともと三百何十万の都市があったわけで、もちろん成長して余分に大きくなり過ぎたところはあるんだけど、もともと都市なわけね。ですから、今の破壊の逆をすれば戻るというわけではないので。本当に大分違うと思います。

国土形成計画がもう間もなくできつつあるんでしょ。もうできたのかな、案は。あの中に一体どのくらい、自然再生とか生物多様性の発想が入っているんだろうかとちょっと気になっているんですよ。国土形成というのは、まさに今言ったように、スポットでは足りなくて、エリアとかディストリクトとか、どんどん広い範囲にならないと意味がないから、システムというのはね、エコシステム。そういう国土計画系は交通とか、そういうインフラにウエートがかかっていると思うんですね。森さんがやっているせいじゃないけどね。だから、どのくらい関係しているんですか、あれは。

【環境省自然環境計画課長（渡邊）】 国交省の方からも補足していただければと思うんですけども、まず、辻本委員のご指摘にあったCOP10なんですけれども、まさに大都市というのがテーマの一つです。5月にドイツのボンで、COP9がありました。そのときも、もう一個前のブラジルであったCOP8からなんですけれども、そういう大都市の市長さんたちが集まって、大都市と生物多様性というのが非常に重要なテーマだということで、大都市の市長さんが集まって議論が始まり、ドイツのボンでもそれが続けられ、名古屋市長も見えましたけれども、名古屋のCOP10のときにも、世界の大都市の長が集まっての会議をやろうということになっています。

ですから、いろんな意味で大都市のあり方というのが、地球全体の生物多様性と非常に大きなかわりがあるって、大都市の中の生物多様性、あるいは大都市がいろんな消費活動を通じてかわりあっている地球全体の生物多様性、そういったものも視野に置いて、大都市がどうあるべきかということを非常に重要なテーマとして議論していこうという流れです。それに向けて、日本の大都市のあり方も非常に重要なテーマとして考えていきたいも思いますし、そういう流れの中で、先ほどホットスポットの紹介をしましたけれども、大都市における自然再生のあり方、自然の保全のあり方というのを大きなテーマにしていかなければいけないと思います。

もう一つの国土形成計画は、環境省も策定に当たっているいろんな形でかわらせていただいて、例えば、きょうも議論になっている生態系ネットワークの視点が大事だと、国土形

成に当たって、そういう視点も取り込んでやっていく必要があるということを含め、国土形成計画ができ上がり、さらに、今回は広域地方計画ということで、地方ブロックごとに地方ブロックに関係する人たちが合意形成をしながら、広域ブロックの計画づくりをそれに続けてやっていくと。その中でも、生物多様性の視点が一つの検討事項になるだろうと考えておまして、そこは無関係に進んでいるという形よりは、今まで以上に自然問題、生物多様性の問題を組み込んでもらいながら、国土形成の議論も進んできたし、今後さらに検討が深められていくという関係かなと思っています。

国交省の方も来ておられるので、ちょっとできれば補足を。

【緑地環境推進室長（舟引）】 前半の生物多様性のCOPについては、渡邊課長と一緒にドイツに行っておりまして、今の都市の話で言いますと、大都市、前々回のクリチバ、前回のボン、次回の名古屋と、事務局のあるモンテリオールが主体となって、都市の会議をやったというのが一つ。ただ、これはCOPの外でございますので、ブラジル、ドイツの意向で、COP本体の議題としてはちょっと隅っこの方ですけれども、都市や地方自体と生物多様性というものが、これから生物多様性を進める主体として非常に重要だという決定文が、今回初めて都市という名前がくっついて盛り込まれたという状況でございます。ただ、COP本体はどうしても国間の話になりますので、これから地方公共団体、都市も地方公共団体も同じですけれども、どう取り組んでいくかということや、次回の名古屋でどうやって発展をさせていくかということに関しては、これから考えていかなければいけない課題かなというようなことでございます。

国土形成計画は、先週、閣議決定になりましたので、ちょっと名前は変わりましたが、全総から国土形成計画になりましたけれども、前回、中身に入りましたエコロジカルネットワークという言葉も、今回引き続き、これをどうやって具体化していくというのは、また大きな課題なんですけれども、入りましたし、美しいランドスケープというような、若干これも抽象的な言葉でございますけれども、そういったものも入って、実態はこれから広域地方計画、地方ブロックでの計画をつくる時に、ではそれがどういう主体になっているかというのが、この分権が進んでいくこの仕組みの中でどうやっていくのか、国と公共団体ときちりと方向性どうやって見つけていくかということになるかと思っています。

申しわけありません。ちょっと他局の者でございますので、これ以上のことを言うと問題になります。

【広田委員】 いいですか、国土形成計画の話。若干の補足なんですけれども、よろしいですか。

実は国土形成計画、農村計画学会というところがありまして、そこで各地方別の広域地方計画のプロジェクトチームをつくっているんですよ。私が総元締めなんですけれども、東北と関東首都圏と、近畿と中四国と九州と、学会員の人数が足りないのだから

んですけれども。我々の学会員チームと計画の策定事務局と、多少意見交換なんかもさせてもらっているんですけれども。はっきり言って、事務局はそれなりに頑張っているんですけれども、環境省と農水と地方の関係がまだまだだなど。今ある広域地方計画の中身は、非常に国交省寄りなんです。悪い意味で言っているのではないですよ。そういう系統の先生方が集まってつくっているの、自然とか農林業については、やっぱりかなり手薄な印象があって、もちろん今はたたき台で、全国計画が閣議決定するまでは、中間とりまとめの計画案さえオープンにできなかったの、これからなんですけれども、もうちょっと積極的に、自然再生とか農林関係からの視点を入れてまとめていくべきだと思っていて、我々もいろいろ意見を言っているんですけれども、この際に、広域地方計画は前回までと位置づけが違いますので、非常に我々としては重視していますので、頑張ってもらいたいという希望を持っています。

【辻井委員長】 それでは、こんなところでよろしいでしょうか。

それでは、きょうの会議に出たご意見について、概要及び議事録として公開をします。これは毎回のことでございますけれども、ちょっとお断りをして、この議題を終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

ほかに、その他としてもう幾つかのご意見いただきましたけれども、最後に、事務局から何か補足説明がありましたら言っていただきたい。よろしくどうぞ。

【環境省自然環境計画課課長補佐（山下）】 ありがとうございます。今後のスケジュールとかの関係でございますけれども、先ほど渡邊課長が申し上げましたとおり、今日のご意見を反映させていただきまして文章化の作業を行い、またパブリックコメント等も経てまいりたいと思っております。

それと、現地調査の話なんですけれども、既に事務的な調整は行わせていただいていると思いますけれども、最大限の方が参加できる日程ということで調整しまして、今、9月17、18日で進めさせていただいております。その際、現地調査と、現地の方との意見交換会とあわせて、今回の基本方針の見直しのパブコメのご報告とご意見のお伺いをしたいと考えてございます。

また、現地調査につきましては、参考として、机の上にA3の阿蘇の自然再生の事業の紙を置かせていただいておりますけれども、今年は阿蘇で行うことになってございます。2日間の詳細の日程はまだ検討中でございますけれども、昼ぐらいに初日はお集まりいただいて、次の日の昼から夕方までという予定で考えてございます。

阿蘇の自然再生は、この紙の右側に書いてございますとおり、阿蘇の自然公園全域でやっております、その中で、右下についてございます、野焼きのための輪地切りとか、そういう施設整備、それと、どうやって野焼きをやっているかとか、見ていただくエリアを今探しているところでございます。また詳細がわかりましたら、なるべく早くお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、そういうことで進めていただくということで、司会はそちらへお返しするということにします。よろしいでしょうか。

【環境省自然環境計画課課長補佐（山下）】 それでは、以上をもちまして、本日の専門家会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。